

生活保護精神障害者退院促進事業の現状と課題 —精神科病院へのアンケート調査の自由記述を通して—

○ 白梅学園短期大学 氏名 酒本知美 (会員番号 6572)

キーワード3つ：生活保護、精神障害者、退院促進事業

1. 研究目的

「生活保護精神障害者退院促進事業」は生活保護自立支援プログラムの日常生活自立に関する支援の中の一つである。精神科に入院している人のうち、症状が安定していて受け入れ条件が整えば退院可能とされる人たち、さらにその中でも被保護者であるということがこの事業の条件になるため、ターゲットになる人たちが限られた事業である。こうした層をターゲットにした事業が存在するには主に二つの理由が考えられる。

一つ目は、精神科領域の抱える問題である精神科病院の病床数の多さと平均入院期間の長さである。二つ目は、生活保護受給率の高さが社会的な問題になっていることである。日本の生活保護受給率は2011年に16.2%である¹⁾。しかし、「報告者が実施した「生活保護精神障害者退院促進事業に関するアンケート調査」では、精神科病院に入院している人たちの生活保護受給率は平均で15.2%（医療扶助のみも含む）となっており、日本の生活保護受給率は10倍近いことが明らかになった。

本報告では「生活保護精神障害者退院促進事業」に関するアンケート調査の分析を通して、本事業の現状と課題を明らかにし、併せて本事業に関する支援等のあり方を検証するとともに、本事業を有効に行う方法について検討する。

2. 研究の視点および方法

現在、全国的に生活保護自立支援プログラムが実施されている。そのプログラムの中の生活保護精神障害者退院促進事業（以下、退院促進事業）に関する支援策のあり方を検証するとともに、本事業を有効に行う方法について検証するために、2013年10月5日から11月30日にかけて「生活保護精神障害者退院促進事業に関するアンケート」を郵送法により実施した。郵送先は、公益社団法人日本精神科病院協会に掲載されている精神科病院1170ヶ所すべてを対象とした。うち、170ヶ所の病院から回答を得た。回答率は14.5%であった。なお、これらの回答のうち完全に白紙の回答が2ヶ所あった。白紙の回答のうち1ヶ所は生活保護非指定病院であった。また、他にも1ヶ所の生活保護非指定病院があった。今回の調査は退院促進事業に関するものであるため、生活保護非指定病院は調査対象にならない。そのため、白紙回答の2ヶ所と生活保護非指定病院1ヶ所を除いた有効回答数は、167ヶ所（有効率14.3%）であった。「生活保護精神障害者退院促進事業の現状と課題—精神科病院へのアンケート調査を通して—」（『立教社会福祉研究』第34号、

pp.19-28、2015)において、精神科病院における生活保護受給者の割合や退院促進事業の実施率等について分析・考察を行ったため、本報告では「どのような支援があれば退院促進事業に参加できるか」という自由記述を基に分析・考察を行った。自由記述に記入があったのは退院促進事業に参加していない149ヶ所(89%)のうち、102ヶ所であった。本報告では、この自由記述について、KJ法を用いて分析を行った。

3. 倫理的配慮

本報告は日本社会福祉学会の定める社会倫理指針に基づき適正に実施した。

4. 研究結果

退院促進事業の実施率が低い(14ヶ所、8%)理由の一つは、精神科病院が退院促進事業が行われていることやその内容を知らないというものであった。それ以外の理由としては、福祉事務所で実施していなかったり、打診がなかったりというものであった。こうした背景には、福祉事務所と精神科病院の連携が取れていないことがあり、精神科病院側から福祉事務所に対する不満も見られた。

二つ目の理由として多く挙げられていたのが、退院後の住まいに関するものであった。この問題は、生活保護受給者に限ったことではないが、退院後のアパート等の保証人や再契約が難しいこと、福祉的な住居も不足していることなどが課題とされていた。

三つ目は、障害者総合支援法の地域移行支援、地域定着支援との違いがわかりにくく、退院促進事業を使うことのメリットが明確でないことである。

一方で、障害年金の受給者や家族に金銭的な依存をしている人たちより生活保護受給者の方が経済的なゆとりがあるため、支援の選択肢の幅が大きいといった退院促進事業にプラスの側面があることも明らかになった。

5. 考察

退院促進事業が実施されるには、①国が退院促進事業の周知徹底を行う、②精神科病院と福祉事務所の連携の枠組みを作る、③退院先を確保の検討、④退院促進事業のメリットを明らかにしていく試みが必要だと考える。精神科病院だけで行えるケースではなく、より困難なケースについて、福祉事務所という公的な機関が事業を実施することの意義は大きいと考える。しかし、福祉事務所が行う退院促進事業は当事者不在になってしまう可能性があるため、退院促進事業にどのように当事者が参加していくかということは重要な視点でと言える。

1) 国立社会保障・人口問題研究所「生活保護」に関する公的統計データ一覧

<http://www.ipss.go.jp/s-info/j/seiho/seiho.asp> (2014年9月3日アクセス)

*本発表は、2013年度立教大学学術研究推進特別重点資金(立教SFR)プロジェクト研究「自立と福祉をめぐる制度・臨床への学際的アプローチに関する研究」(研究代表者:河東田博)の研究成果の一部である。